平成２３年（フ）第５７号
京都府舞鶴市字倉谷940番地―201号
破産者　田端　栄治
1　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
2　一般調査期日　平成24年７月13日午後１時30分
平成24年４月９日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第４３５号
岡山市東区西大寺中野90番地８
破産者　湯浅　一志
特別調査期日　平成24年５月16日午後２時
平成24年４月10日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９００２号
大阪市西区靱本町１丁目７番17号６Ｆ
破産者　株式会社グローバルジャパンパートナーズ
1　期日　平成24年５月15日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５０号
神奈川県川崎市宮前区野川961―１　コーエイハイム303、開始決定時の住所東京都練馬区南大泉３丁目24番30号コーポ・ＴＡＭＡ107
破産者　戸田　博之
1　期日　平成24年５月15日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第７９号
山口県周南市大字大河内903―25、住民票上の住所下松市潮音町５丁目２番２号
破産者　村田　　聡
異議申述期間　平成24年５月10日まで
平成24年４月９日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６３号
熊本県人吉市下薩摩瀬町1580番地２
破産者　福浦　　孝
異議申述期間　平成24年５月30日まで
平成24年４月９日　熊本地方裁判所人吉支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６１７９号
東京都江戸川区船堀２丁目14―28、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀２丁目11―11
破産者　池田　泰章
免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
平成24年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１６１７９号
東京都江戸川区船堀２丁目14―28、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀２丁目11―11
破産者　池田　泰章
審尋期日　平成24年６月11日午前10時
平成24年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０１６号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目13番21号
清算株式会社　株式会社オンリーマザー
代表清算人　宮内　正広
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５９号
千葉県松戸市日暮２丁目５番地の17パークハイツ八柱３階
再生債務者　株式会社友愛システム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所
弁護士　柴田　祐之
平成24年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第５４号
東京都葛飾区金町３丁目45番２号
再生債務者　松橋　稔侑
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年５月11日から平成24年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第９９号
新潟県胎内市荒井浜528番地３
再生債務者　株式会社日本海カントリー
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月15日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月７日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月１日
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須2122番地の１
再生債務者　株式会社丸協組
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月８日午後１時15分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月１日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月24日
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０４号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311番地の４
再生債務者　伊豆開発株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月８日午後１時15分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月１日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月24日
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第８３号
東京都中央区新富２丁目７番４号
再生債務者　新日本グローバル株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地　鬼怒川観光ホテル女子寮メゾンやすらぎ308
再生債務者　古河　友愛
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月10日から平成24年５月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部